

平成26年度鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会第2回会議録

日 時	平成26年11月13日(木) 10:00～11:40
場 所	鎌ヶ谷市役所6階 第1・2委員会室
出席委員	内海崎貴子委員、平田真裕美委員、田中誠次委員、山田芳裕委員、平林光江委員、竹内春美委員、糟谷聡介委員
欠席委員	堤弘実委員、石黒茂委員
事務局	笠井市民活動推進課長、大伯男女共同参画室長、高橋主査補、中村プロジェクトマネージャー
記 録	高橋
傍聴者数	0名

会 議 内 容

- 1 開 会 大伯男女共同参画室長
- 2 会長挨拶 内海崎男女共同参画推進懇話会会長
- 3 会議録署名人の選出 名簿順により竹内委員、糟谷委員が選出された。
- 4 議題

(1) 男女共同参画推進に関する市職員・教員アンケート調査について

(事務局) この調査は、鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画「第1次実施計画」における平成26年度の取組として「市職員を対象にセクシュアル・ハラスメント等に関する調査を実施予定」としており、また、平成28年度からの第2次実施計画の策定に反映させるべく、市職員等の男女共同参画社会に対する実態や考え方について調査することを目的として実施するものです。

内容としましては、平成21年度に実施したアンケート調査を基に、質問内容や選択肢などについて、調査結果を踏まえたうえで、委員の皆さまからご意見をいただき実施したいと考えております。

なお、アンケート調査は、市職員用と教員用に分かれておりますが、教員用の大きな調査項目のⅡ「職場における男女共同参画」の問6の「あなたは児童・生徒指導時に男女を限定する言い回し（「男の子らしく」「女の子らしく」のような）言葉を使用しますか。」だけが、教員のための質問となっている以外は、職務内容や職階制の違いなどから、問い方や選択肢を一部変えてはおりますものの、概ね同じであることから、市職員用のアンケート調査を中心にご意見をいただければと思います。

(会 長) ただ今のご説明について、何かご質問等はございますか。
それでは、「男女共同参画推進に関する市職員・教員アンケート調査」の4つに分かれている調査項目ごとにご意見をいただきたいと思います。まず、Ⅰの「仕事と家庭の両立について」の項目ですが、資料の後ろから4枚目の「職員アンケート紙回答用」の問1から見ていきます。委員の皆さまいかがでしょうか。

(A委員) 問5で「独身の方はどのように考えますか。」を加えていますが、フ

エースシートF3の婚姻状況で既婚・未婚（独身）を聞いているので入れる必要がないのではと考えます。

また、教員用の問6で「あなたは児童・生徒指導時に男女を限定する言い回し（「男の子らしく」「女の子らしく」のような）言葉を使用しますか。」と聞いていますが、質問の流れや構成を考えると、この問6も必要ないのではと思うのですがいかがでしょうか。

(会 長) 流れでは職場における問題を聞いているので、児童生徒のこととなると、教員としての意識を見ることはできても、職場でどうかというのは見られませんね。職員用の問6で「職場において男性と女性で違いがあると思いますか。」と職場の様子を聞いているので、私もここは同じでいいと考えます。

(事務局) 教員用の問6を削除するという事でよろしいでしょうか。

(会 長) そうすることで問題数と内容が同じになり、見やすくなると思うのですが、皆さまいかがでしょうか。

(B委員) 教員として自分が職場で不利益な扱いを受けている立場と、児童生徒に接している立場で、男女の扱いに差があるのかどうか読み取ろうとするのであれば、教員が「男の子らしく、女の子らしく」のような言葉を使っているのかどうか確認する意味で、残しても良いのかと思います。

(会 長) B委員がおっしゃった「女性だから、男性だから」との扱いを受けたかというのは、ジェンダー・ハラスメントとってハラスメントのひとつですが、このハラスメントの項目には固定的な性役割分担に基づくような項目は入っておらず、問8に「男だから、女だから」という理由で不利益な扱いを受けているかどうか触れている程度です。

もっと意識面を聞きたいというのであれば、別立てで入れるという方法もあります。このまま問6の質問を残すのであれば、教員の意識を聞いているのでⅡの「職場における男女共同参画」のところに入るのとは異質のような気がします。

B委員がおっしゃるように「女性らしく、男性らしく」を職場において強要されたかどうかを聞くのであれば、Ⅲの職場におけるセクシュアル・ハラスメントのところに入れることもできると思います。

事務局としては、経年変化を見たいという意図はありますか。

(事務局) ございます。

(会 長) 教職員の問6の扱いについては、とりあえず質問の流れから考えて、Ⅱからは外すということで、ただし質問の意図は大事であるということであれば、別立て若しくはⅢに入れることを後ほど決めたいと思います。

それでは、Ⅰのところではいかがでしょうか。

(B委員) 問1「仕事と自分の生活のバランス」の選択肢3は、「地域・個人の生活を優先している」となっていますが、地域と個人が一緒になっていることに違和感があるのですが。

(会 長) 仕事とそれ以外という発想で作られていると思います。

地域での活動をされている方もいるということで、このようになっていると思うのですが、この問いは、内閣府のワークライフバランスの調査と同じ質問を組み入れたのではと思います。

(B委員) 自分の趣味などを含めた個人のスタイルを優先しているという意味であれば、地域という言葉に少し違和感があります。

- (会 長) 地域社会における生活と個人の生活を分けるという考え方もあると思います。
- 未婚の人の場合、地域や個人を優先する人が多くなると思うのですが、内閣府の調査は、既婚・未婚を問わず20歳以上に広く聞いているので、このような選択肢になっているのではないのでしょうか。
- 事務局としては、内閣府の調査結果と比較したいという意図はありますか。
- (事務局) 内閣府の調査とは対象等が異なりますが、経年変化等を見たいという考えはございます。
- (会 長) そういう意図がおありであれば、選択肢を変えずにこのままで良いと思いますか、いかがでしょうか。
- (C委員) 問1では「家庭生活」とは家族と過ごすこと、家事・育児・介護など。「地域・個人の生活」とは地域・社会活動、学習、趣味・娯楽・スポーツなどと説明が入っているので、変化を見るということを考えますと変えないほうが良いと思います。
- (会 長) それでは、経年変化を見るため、今回は変えずにこのままの選択肢とするということよろしいでしょうか。
- (各委員) はい。
- (会 長) それでは、問2から問5までではいかがでしょうか。
- 先ほど、問5の「独身の方はどのように考えますか。」を削除してもいいのではというご意見がありました。
- 既婚者には現実を聞いていますが、独身の方は、家事の役割分担がないので、将来はどのようにしたいかを問うこととなりますので、聞き方を変えてはいかがでしょうか。
- (事務局) そうしますと、「独身の方は、将来どのようにしたいと思いませんか。」という問い方でよろしいでしょうか。
- (会 長) それで良いと思います。
- (B委員) アンケートの結果に出てくる数字として、独身の方を含めることは問題がないのでしょうか。現実と将来とで聞き方が異なっているので、正確な分析ができないような気がするのですが。
- (会 長) データ分析する際に、フェースシートで既婚・未婚を分けているので回答から独身者を除いて集計することは可能ですので、問題ないと思います。ほかはいかがでしょう。
- (B委員) 問2に戻るのですが、選択肢3に「制度が整備されていない」とありますが、育児休業や介護休暇など整備されていることを考えると「制度が不十分である」に変えてはいかがでしょうか。
- (会 長) 回答を見ますと男性で9.8%、女性で8.4%が「制度が整備されていない」と答えています。
- (事務局) 問1と問2については、内閣府の調査と問い・選択肢ともに同じにしています。
- (会 長) 確かに一般企業と比べますと、公務員は仕事と家庭生活を両立していくうえでの制度は整備されているとは思いますが。
- (B委員) 客観的には制度が整備されていると考えられていても、それだけの方が整備されていないと回答しているということは、不十分であると考えているということだと思があるので、どのような点をあらためて整備すべきと考えているか問う必要もあるのではないのでしょうか。
- (会 長) 法的根拠を伴う制度を市の意向だけで変えることは難しいと思いま

すし、サブの質問を設けて聞くとなると、問2以外でも個別にサブ質問として問うようになりますので、調査の設計自体を根本的に変えることとなります。

アンケートは細かく見ていきますと、なかなか完璧な内容にするのは難しいですね。今回は、問1と問2は内閣府の調査との経年変化も見るということで、このままでよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(会 長)

次の基本計画を策定する際には、どのような点が整備されていないと感じているのか精査していく必要があると思います。

それでは、次にⅡ「職場における男女共同参画」についての項目を見ていきます。お気付きの点があれば、ご意見をお願いします。

(事務局)

特にご意見がないようであれば、事務局から意見を述べさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

(会 長)

どうぞ。

(事務局)

問9にお茶入れについての問いがありますが、全庁的に見てもお茶入れが減りつつある中で、設問として残すべきかどうか、委員の皆さまからご意見をいただければと思います。

(会 長)

確かに、自由記述を見ても「質問の意味がわからない。」「お茶に使う水・光熱費全て税金であり、余計な業務と化している。全庁的に廃止を行うべきである。」とあります。

いかがでしょうか、教員用にも同じ質問がありますが、事務局としては不要ではないかとの提案ですが。

お茶入れは、男女共同参画基本法ができる前の女性差別撤廃条約ができた1979年以降に問題になってきて、これを改善していくことで、職場における男女共同参画を進めていきたいと思いますというひとつのきっかけになった慣習ではありますね。

そういう意味では、歴史のある質問ではあり、地方の自治体では未だ残っている課題ではあるのですが、鎌ヶ谷市では教員用も含め削除するということがよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(会 長)

ほかに、いかがでしょうか。

(B委員)

問17の「男女共同参画等に関して、あなたはどの程度知っていますか」の2番目の用語に「ドメスティック・バイオレンス」、3番目の用語に「ワークライフバランス」などがあります。

最近、性同一性障害についての新聞記事を見かけましたが、今後、市の職員採用などで関わってくる用語であると思うので、加えてはいかがかでしょうか。

(会 長)

用語選択の方針を男女共同参画基本法のように法律について聞いていくのであれば、ドメスティック・バイオレンスは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に変える必要がありますし、広く男女共同参画に関する用語について聞いていくというのであれば、性同一性障害は性別違和に変更されていますが、そのようなセクシュアル・マイノリティに関する用語を入れても構わないと思います。

問いの趣旨は、用語に対する理解度を把握することで、どのような意識啓発や講座・研修が必要か、計画に活かす資料としたいのであれば、新たに加えても問題はないと考えます。

(B委員)

将来的には、職場においてセクシュアル・マイノリティに関する問

題が出てくると思われますし、職員の方も知識として持つておく必要があるのではないのでしょうか。

(会 長) B委員からの「セクシュアル・マイノリティ」を加えてはとのご提案について、どのようにお考えでしょうか。

(D委員) そのような用語があるということを知るだけでも意味があると思います。

(会 長) ここに掲載することで、男女共同参画に関する用語についての意識付けにもなりますね。

それでは、そのような目的も含めて「セクシュアル・マイノリティ」を新たに加えるということによろしいですか。

(事務局) 「ドメスティック・バイオレンス」の内容を理解しているが、前回の調査では65.1%なので、この用語を削除し「セクシュアル・マイノリティ」と差し替えるということによろしいでしょうか。

(A委員) 結果だけを見ますと確かに周知はされているのですが、DV被害者が増加傾向にあることを考えますと、削除せずにこのままでも良いのではと思いますし、セクシュアル・マイノリティが男女共同参画にどう関わっているのかが理解できていないのですが。

(会 長) セクシュアル・マイノリティが男女共同参画において重要な位置付けにあるというのは、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき。」というような性役割が、例えば、性別違和ですと、身体が男性で気持ち女性が女性の場合、身体が男性であるから「男らしくしなさい」と言われますが、自分は女性だと思っているので非常に傷つく、学校では男の子の制服を着ること、プール授業の時に男の子と一緒に着替えることに苦痛を感じるなどの問題があります。

セクシュアル・マイノリティは、性別違和だけではなく、同性愛、両性愛など様々なタイプがあり、性分化疾患といって医療的補助を必要とする人もいます。そういう人達を併せてセクシュアル・マイノリティといいます。データでみると40人に1人がそうであり、自分がそうであると言えずにいる人を含めると、かなりの数がいると言われています。

そのようなことを踏まえますと、数的には小学校に40人のクラスがあるとすると1人はいることになり、男女共同参画を進めていくうえで外せないテーマとなっています。

教員にとっても大事な問題です。今年の夏に越谷市の小学校4校で、中学校3校で教員向けのセクシュアル・マイノリティの研修を行いました。

(B委員) 今の段階では数字的に見ても少ないかもしれませんが、今後、増えていくことであろうと考え、セクシュアル・マイノリティを用語として聞いておくべきではと思います。

(会 長) 公務員との関わりという点で申し上げますと、適性検査が実施されている都道府県がありまして、その中にセクシュアル・マイノリティを排除するような項目があるということで、それが国会で問題になりました。

そのことを受けて、法務省からの指導が入ったこともあり、愛知県と石川県では調査内容を変えています。

社会の流れ的には、鎌ヶ谷市で用語として取り上げるのであれば画期的なことではあると思います。

先ほど、D委員から用語として取り上げるだけでも意義があるので
はというご意見がありました。皆さまいかがでしょうか。

ドメスティック・バイオレンスを残すのであれば6項目になりますが、
新たにセクシュアル・マイノリティを加えるということによろしいで
しょうか。

(事務局) 教員用にも新たに加え、6項目ということによろしいでしょうか。
(会長) 教員の方こそ用語として知っておくべきことですし、いじめの原因
や不登校にもつながる問題です。

(A委員) 少し戻ることになるのですが、教員用の問9で「男だから、女だから
という理由で、職場で不利益な扱いを受けた経験がありますか。」
と聞いているので、問6「児童・生徒指導時に男女を限定する言い回
しの言葉を使用するか。」は削除しても良いのでは思うのですが。

(会長) 問9-①で自由に記述もできますし、削除したほうが質問の流れ的
にも良いかもしれませんね。

委員の皆さま、教員用の問6については削除ということによろしい
でしょうか。

(各委員) はい。

(会長) ほかに、いかがでしょうか。

(事務局) 特にご意見がないようであれば、事務局からもう1点よろしいでし
ょうか。

(会長) どうぞ。

(事務局) 問15「職場で次のようなセクシュアル・ハラスメントを受けたこ
とがありますか。」の選択肢に、12として「裸のポスターを職場に
貼られた」、13として「裸の写真をパソコンの壁紙に等にしてい
た」がありますが、前回女性の回答がどちらもゼロであったことから、
削除してもよろしいかと考えておりますがいかがでしょうか。

(会長) 現在では、このような状況があるとは考えにくいですし、削除して
もよろしいかと思いますが、皆さまいかがでしょうか。

(各委員) はい。

(会長) 問15の選択肢10に「性的な内容のメール、電話をされた」があ
りますが、現在では、SNS・ツイッター・ライン等があるのでSN
S等を入れていただけますか。

(事務局) わかりました。

(会長) ほかに、何かございますか。ないようでしたら議題(1)についま
しては終了とさせていただきます。

(2) その他

(会長) では、会議次第の議題(2) その他です。事務局、何かありますか。
(事務局) 2点ほどございます。

1点目は、平成26年度鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会第1回会
議時における質問事項に係る報告でございます。5件ほどございます。
お手元に「鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画第1次実施計画進行管理表
(一覧)」の中で、ご質問のあった該当部分を抜粋しておりますので、
ご説明いたします。

お手元の資料をご覧になっていただけますでしょうか。

まず、1件目ですが、事業NO. 5「職域にとらわれない職員の採用・拡大」の課題事項の欄で人事室が「性別にかかわらず働きやす

い」から「性別にかかわらず働く」に訂正した理由をとのご質問がありました。

確認したところ、この事業が「職域にとらわれない職員の採用・拡大」ということで、取組内容が「性別にかかわりのない、成績による採用を継続する。

また、引き続き女性職員の職域の拡大を図るため、これまで男性職員でなければ困難とされていた職域に女性職員を配置することを検討する。」とあることから、これまでの単なる職場環境の整備といった意味合いの表現から、意味を強める意図から「性別にかかわらず働く」に訂正したとの説明がありました。

2件目ですが、審議会等の一覧表があれば、女性委員などの構成内訳が分かりやすいとのご質問がございましたので、各種審議会等一覧表をご用意しましたので、ご覧になっていただければと思います。

3件目ですが、事業NO. 58で指導室の「男女共同参画の推進」の実績内容の欄で「男女平等意識の醸成が図れた」とありますが、具体的にどのような内容の男女平等教育をされているのかとのご質問がありました。

確認したところ、道徳教育では「信頼・友情と男女の協力」において「相手の人格を尊重し、互いに協力し助け合おうとする心情を養う。」「互いに信頼し合って、男女仲良く助け合い、友情を深めようとする心情を養う。」、学級活動では「友達と仲良くしよう」、生活科では「楽しい学校生活を送るには」などの単元で、男女の協力を通して男女平等意識の高揚を図っているとのことでした。

4件目ですが、事業NO. 61で子育て支援センターの「家庭教育セミナーや親子教育等の実施」の実績内容の欄で「祖父母教室が中止となった」とありますが、どのような理由から中止となったのかとのご質問がありました。

確認したところ、この事業自体が、講師を招き実施するものではなく、集まっていた祖父母同士が、お孫さんとのつきあい方などを和気あいあいとお話する場であるため、お一人しか申込みがなく、話し合う相手がいないことから実施しなかったとのことでした。

5件目ですが、事業NO. 72で安全対策課の「地域防災計画への女性の参画」の実績内容の欄で「男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の修正を行った」とありますが、懇話会からの意見を踏まえ、どのような点が反映されているのか確認したいとのご要望がございましたので、鎌ケ谷市地域防災計画の修正事項等一覧をご用意しましたので、ご覧になっていただけますでしょうか。

それでは、どの項目に懇話会の意見が反映されているかですが、1ページの中段に修正や加筆の根拠となる資料として防災基本計画から関係法令まで、鎌ケ谷市地域防災計画への男女共同参画の視点に立った意見（鎌ケ谷市男女共同参画推進懇話会）も含め明記されています。

まず、総則の項目1 計画の基本方針では、東日本大震災において避難所生活における女性への配慮の必要性が認識されたことから、3の災害時要援護者や男女共同参画の視点に立った対策として総則の第2章「第3節 災害時要援護者及び男女共同参画の視点」が新たに加えられています。

次に、具体的に反映された6点について申し上げますと、6ページ

の3 災害広報・広聴活動の2 災害要援護者及び女性のための相談窓口の設置として地震編の第3章「第3節の第3 被災者相談・広聴活動」に、10ページの4 災害時要援護者や女性に配慮した物資の備蓄、調達として、地震編の第2章「第7節の第5 物資供給体制の整備」に、同じく10ページの5 物資配布時における女性への配慮として、地震編の第3章「第8節の第3 物資の供給」に、11ページの3 男女共同参画の観点からの「人づくり」として、地震編の第2章「第4節の第1 組織の整備」に、12ページの2 避難所における災害時要援護者や女性・子どもへの配慮として、地震編の第2章「第6節の第3 避難所運営体制の整備」及び第3章「第7節の第3 避難所運営」に、13ページの1 1 災害時要援護者対策の1 災害時要援護者に配慮した避難誘導や避難所運営を実施する体制の整備として、地震編の第2章「第8節の第1 災害時要援護者への対策」及び第3章「第16節の第1 在宅災害時要援護者のへの対応」に以上6点に懇話会の意見が反映されています。

なお、地域防災計画は、総則以外は、地震編、風水害等編、大規模事故編の3編からなっていますが、以上の6点は全て地震編、風水害等編に共通して反映された項目となっています。

以上でございます。

2点目、最後になりますが、今後の懇話会につきましては、議題として「男女共同参画条例の検討について」を考えているところで、2月末頃の開催を予定しております。

以上でございます。

(会 長) ただ今の事務局からの説明に対し、何かご質問等がございますか。ないようでしたら、本日の会議は終了とさせていただきます。委員の皆さまお疲れ様でした。

○以上で会議は終了した。

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成26年12月11日

氏名 竹内 春美

氏名 糟谷 聡介